

茅ヶ崎市立浜之郷小学校
いじめ防止基本方針



平成31年4月

はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された（第13条）。本校においても、『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』を参酌し、平成26年4月、『浜之郷小学校いじめ防止基本方針』を定め、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止から対処に至る一連の取り組みと年間計画、取り組みを実施する「組織」等についても具体を示し、教職員の共通理解を図るための指針としてきた。

法の施行から4年が経過し、国の『いじめの防止等のための基本的な方針』が改定され、その内容を反映させて、『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことを受け、平成30年4月に、『浜之郷小学校いじめ防止基本方針』を改定した。

平成31年秋には、『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』が改訂される予定であるが、それに先立ち、平成31年4月、『浜之郷小学校いじめ防止基本方針』を改訂することとする。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《「いじめ防止対策推進法」第2条》

※ 定義についての補足説明

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

2 いじめに対する基本的な姿勢

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在している。

私たち教職員は、いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得ることであることを十分理解

し、どのような理由があろうとも、決して許されない行為であることを基本に据え、学校・家庭・地域及び関係機関と連携を図りつつ一体となって対応する。その際、次のような認識をもって問題に向き合うことが必要である。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級の所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

(2) 起きてしまったら

私たち教職員は、普段から教育活動全体を通して「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」という土壌を作ることに心がけなければならない。しかし、いじめが起きてしまったときは、起きた事例に対して指導・支援をするだけでなく、「いじめはどの子にも起こりうる」ことを念頭に、いじめ問題を通じて、その事例から子どもたちに何を学ばせたいのかを明確にして組織的な対応を行う。

II いじめの防止に等に関する基本的な取り組み — 学校及び教職員の責務等 —

1 いじめの未然防止

- (1) 「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童が被害者としてばかりでなく加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ児童が入れ替わりながら次々に経験することがわかっている。また、「目につきにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全児童を対象に事前に働きかけ、未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。

そして、未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減るのである。そうすることによって、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができる。それが未然防止の第一歩であると捉える。

→学校＝ホームという考え方

- (2) 全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をめざすことは、学力向上はもとより、いじめをはじめとした児童指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

→日々の授業研究・学年授業研や月例授業研の充実

- (3) きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことはない。学習規律、学力、授業の中での自己有用感が大切である。

→学ぶ意欲の継続性・学びの実感

- (4) 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できるよう、また、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せることができるよう、教育課程全体において、友だちや教職員との関わりを大切にした学びをつくり出していく。

→ペア学習やグループ学習の充実

- (5) 児童同士や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことが未然防止につながる。

→クラスの中での役割分担

- (6) 家庭や学校において、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む。また、子どもたちが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努める。

→他者と関わる力の育成

- (7) 「いじめはいけない」ことや、「なにがいじめなのか」ということについての指導を年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても指導を行う。

→規範意識の向上

- (8) いじめに結びつきやすいストレスを抱えている児童への対応については、ストレスを生まない学級づくりを進める。また、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている問題（学業・家庭環境・人間関係等）に起因するストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスを適切に対処できる力を様々な場面で育む。

→背景を含めて「受け入れる」

- (9) 青少年を取り巻く情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚を持ち、適切に行動する態度を身につけることができるように、そして、インターネット上のいじめを防止するため、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身につけさせる。

→情報モラル教育の推進

- (10) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童の心を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするきっかけにもなるので注意をする。

→丁寧な関わり・誠実な態度

2 いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、教職員は子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するなど適切な対応ができるように、日頃から子どもたちの言動に注意する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要である。
- 早期発見のために、気になる変化や行為について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を、児童指導初期対応記録シートに記入し、職員がいつでも共有できるようにしておく。また、学級日誌や個人ノートの活用など今まで当たり前、あるいは何気なく行っていたことを意識的にを行い、積極的に活用する。

※児童指導初期対応記録ファイル 5年保存

- 交換授業等を実施し、複数の教員の目で、児童の人間関係等を把握する。
- 定期的に行う「学校生活アンケート」や学校生活全般にわたる「児童向け学校評価アンケート」調査等により、常に子どもたちの状況を把握する。気になる記載があった場合には、必ず個別面談を行う。また、子どもたちが困ったときに相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談し、真摯に対応する。
- 「学校生活アンケート」に、インターネット上のいじめに関する質問項目を設ける。

※「学校生活アンケート」5年保存

3 いじめへの早期対応

- 児童本人からいじめられているとの相談やいじめの疑いがあるような行為が発見された場合、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行う。
- いじめとして対応する場合、対応する組織は、状況に応じたチームを編成し対応する。その際、特定の個人が孤立したり情報等を抱え込んだりすることがないように、常に組織全体で情報を共有し、きめ細かな対応をしていく。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもの、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、特に被害児童のケアを行う。また、加害児童の指導を含め問題の解消まで、対応チームが責任を持つ。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応をする。

4 いじめの解消

- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめを見ていた児童がいる場合は、見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。また、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導する。
- 単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断せず、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

※ 「解消している」状態を判断する要件

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 家庭との連携

- 子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むために、学校での教育活動だけでなく、家庭にも協力を求め、連携を図っていく。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決するよう努める。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行っていく。

6 地域との連携

- いじめは学校内だけでなく、児童が通う塾やスポーツクラブ、インターネット等で起こること

もあり、学校だけの対応には限界がある。いじめの問題の解決にあたっては、地域で活動されている指導者や民生児童委員、地域住民の方々と情報交換をするなど連携していく。

- 地域の関係団体と連携して、地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すことに協力して取り組む。
- 学校評議員会において、いじめの係る状態及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を依頼する。

7 関係諸機関との連携

- いじめた側もいじめられた側も、立ち直っていくためには、医療や福祉の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力が必要なときがあることから、協力を求めていく。
- 教育相談にあたっては、校内の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、市青少年教育相談室や県教育相談センターなどとの連携を図っていく。また、相談窓口等の詳細については、児童や保護者に周知していく。
- 必要な教育的指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、家庭児童相談室や児童相談所及び医療機関などの関係機関と連携を図っていく。特に犯罪につながる場合は、市教育委員会と相談しながら警察と連携し対処していく。
- 普段から関係諸機関の担当者と面識を持っておくとともに、情報交換を活発にする。
- 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置づける。

Ⅲ いじめ事案発生時の対処

学校生活の中で起こる様々なトラブルに対して、「こうすればよい」というものはない。しかし、ある程度の予備知識があれば適切に対処を行うことができる。

1 事案の発生

- 児童からの訴え
- 担任による発見
- 他の教職員による発見
- 保護者からの訴え

※情報源は様々である。「誰から聞いたのか」を記録しておく必要がある。

特に児童からの連絡の場合、クラスと名前を落とすことが多いので注意する。

2 状況の把握

- いじめによる外傷性の怪我の確認を最優先する。特に「首から上の怪我」「中枢神経系に損傷がありそうな怪我」の場合は外傷の有無に関わらず、受診させる方向で対応する。
- 養護教諭がいる場合は連絡をとり、指導を仰ぐ。

- ・まず報告者から事情を聞く。可能な限り、複数で対応する。
- ・被害にあった児童から事情を聞く。

3 管理職への報告

- ・怪我をし、受診が必要と認められた場合は速やかに第1報として報告する。
(大きな事故等では事故発生30分以内に教育委員会に第1報を入れることになっている。)
- ・状況により、指示を仰ぐ。

4 状況の把握(事実関係の確認)

- ・状況を見ていた第三者がいるかどうかを確認する。

<聞く内容>

- ・場所
- ・日時(できるだけ具体的に)
- ・関わっている児童の氏名
- ・内容(可能な限り、時間を追って)

これらの内容は食い違う可能性が高いので、とにかく記録をとっておく。

<複数の児童が見ていた場合>

- ・可能な限り、一人ずつ状況を聞く。同時に聞いた場合、意見の強い児童に引きずられてしまう可能性がある。
- ・加害者側が複数の場合、口裏を合わせることがあるので、複数の教員で同時に個別に聞くのが望ましい。
- ・被害者側が原因を作っている場合もあるので、先入観を持たずに聞く。これは、普段の行動に見られる人柄(あの子に限って)にも当てはまる。先入観にとらわれずに聞くことが大切である。
- ・この時点では原則として事実確認のみを行う。状況にもよるが、「握手して仲直りをしよう」「あなたが悪かったね。謝ろうね」といった安易な仲直りや指導をしない。解決が長期化する要因となることがある。

5 保護者への連絡と対応

- ・保護者が医療機関に連れて行った場合、受診結果とこれからの学校生活について必ず確認する。
- ・事情が把握できた場合、保護者にいきさつを含めた説明を行う。事例によっては電話のみの連絡とする場合もあるが、食い違いがある場合や複数で関わっている場合は、責任転嫁が起きて解決しにくくなる場合があるので、直接会って説明する。その際、複数対応するためにも、原則は学校に来校していただき、話し合いを持つ。

- ・現時点で把握できている事実を伝える。食い違いがある場合もそのまま事実として伝える。
- ・被害を受けた側は、相手の謝罪を求めることがほとんどである。食い違いが見られる場合や主要原因が被害者側にあったり、双方に原因があったりする場合は複雑な状況であるため、安易に、いじめの事実を提示して謝罪を求めるのは拙速である。特に双方が納得しない状態で話し合いの場を設定する際は慎重を期する。

6 解決への手立て

- ・解決には時間がかかることを意識しておく。
- ・再発を防ぐためにどのような指導を行っていくのかを学年や組織で相談する。
- ・保護者が納得していない場合は、次のような手順で臨む。
 - ① 担任の対応
 - ② 学年職員と共同で対応
 - ③ 児童指導担当教諭と共同で対応
 - ④ 教頭と共同で対応
 - ⑤ 校長と共同で対応

7 担任の心構え

- ・一方側の言い分のみで判断せず、自分の考えをしっかりと持つ。
- ・相手の言い分はとにかく全部聞く。否定せずしっかりと受け止める。
- ・言い分を聞いた上で、事実誤認や食い違っている部分がある場合は丁寧に、慎重に説明する。一方側だけが正しいと言う判断は極力避ける。
- ・第三者に相談する場合は「どうしたらいいでしょう」ではなく、「こうしたいと思いますがどうでしょうか」というスタンスを持つようにする。何もかも主張された通り対応していたのでは、応用がきかずに行き詰ってしまうだけでなく、保護からも信頼されない結果となる。

8 記録

- ・複雑な事案ほど、こまめに記録をとる。

日時	児童 A	備考	児童 B	備考	保護者 A	備考	保護者 B	備考
①	聞いた内容	対応した教師など						
②								

IV 重大事態への対処

1 重大事態の判断

重大かどうかの判断は、以下の考え方により判断する。

○いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間（年間 30 日を目安）、欠席を余儀なくされている疑いがある場合

※児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と見なし、適切かつ真摯に対応する。

2 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に報告する。

3 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、市教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするための調査を行う。

4 重大事態の情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行う。

5 重大事態の調査結果の報告

- ・発生したいじめの重大事態に関する調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添え、調査結果を報告する。そのため、予め、そのことを、いじめを受けた児童及びその保護者に伝えておく。

6 重大事態の調査結果の公表

事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

V (資料1) 記録用紙書式

児童指導初期対応記録シート

記入者氏名 _____

記入日 _____ 月 _____ 日

① 関わった児童

	氏名	備考
年 組		
年 組		
年 組		
年 組		
年 組		

② 発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (木) _____ 時～ _____ 時

③ 発生場所 _____

④ 概要 (時系列で記入)

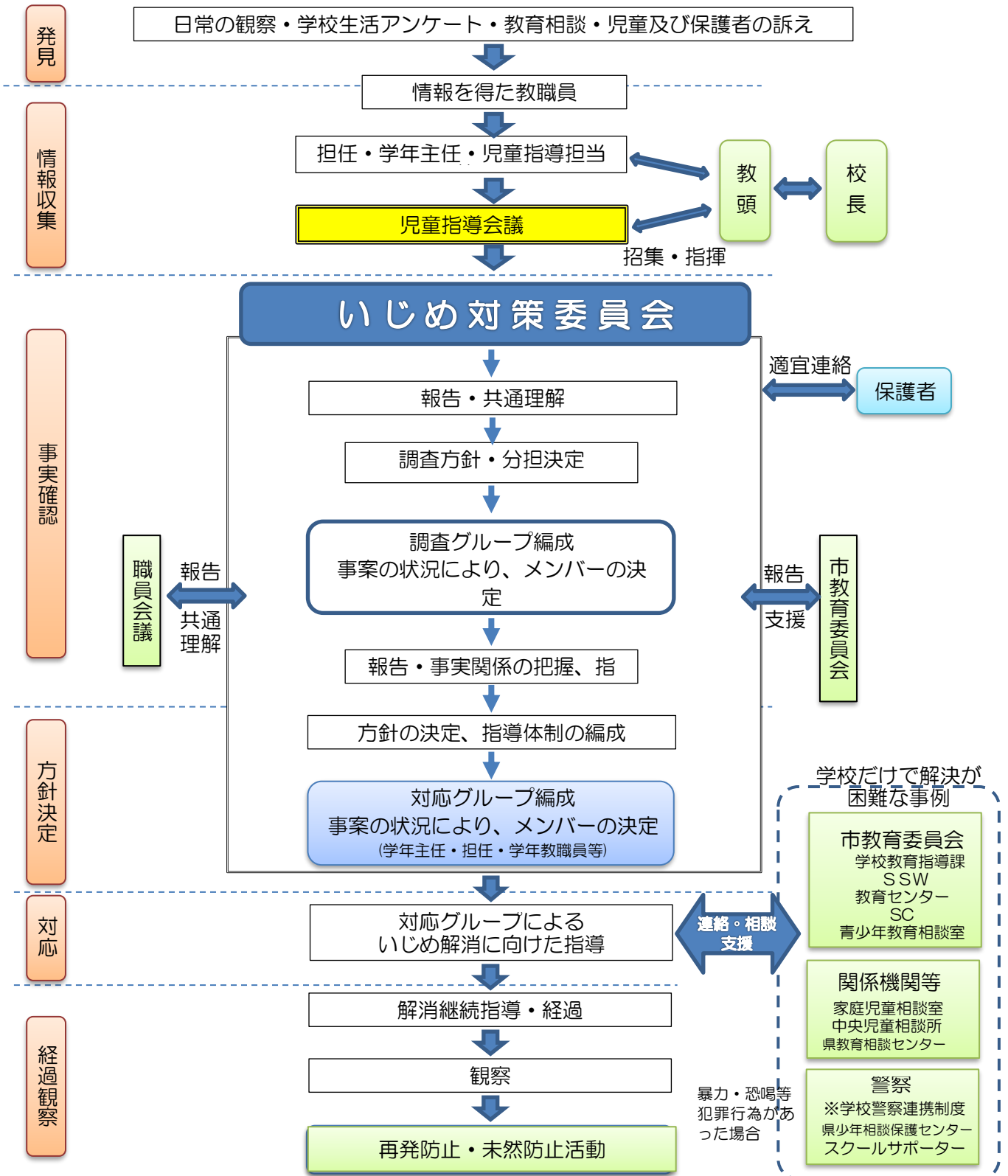
日時	

いじめとして認知 する・しない

⑤ 対応及び経過 (時系列で記入)

日時	

VI (資料2) 組織的対応の流れ



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けての取り組みは、迅速な対応が求められる。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。